

みよし市こども計画策定業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定した「みよし市児童育成計画」が令和6(2024)年度末をもって計画期間が満了することから、令和7(2025)年度を始期とする次期計画を策定する必要があります。

令和5(2023)年4月1日施行のこども基本法第10条第2項に基づき、新たに国のこども大綱が策定されます。「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱が「こども大綱」に一元化されることから、本市においては、こども大綱を勘案した「こども計画」を策定します。

また、こどもの権利に関する総合条例として令和6(2024)年度に「(仮称)みよし市こども基本条例」を策定します。

これらを踏まえ、みよし市こども計画策定業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者にかかる業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」という。)を選定するものとします。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

みよし市こども計画策定業務委託

(2) 業務内容

みよし市こども計画策定業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間等

契約締結日の翌日から令和7(2025)年3月25日まで(2か年継続事業)

(4) 契約上限金額

金20,328,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

【内訳】

令和5(2023)年度 金 8,481,000円

令和6(2024)年度 金11,847,000円

3 本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとします。

なお、契約候補者の選定についてはみよし市こども計画策定業務委託プロポーザル事業者選定委員会が行うものとします。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とします。
なお、複数の企業による共同参加は認めません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 契約締結日に、令和5(2023)年度みよし市競争入札参加資格者名簿に

大分類「役務の提供等」

中分類「調査委託」

の業種において登載されている者であること。

- (3) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領（平成25年2月21日施行）」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 愛知県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (6) 平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの間に、こども関係全般の計画策定業務及び計画策定におけるニーズ調査業務を完了した実績があること。

5 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

- (1) 質問がある場合は、「質疑書」（様式第5号）に質問事項を記載のうえ、令和5（2023）年10月13日（金）午後5時までに、電子メール（こども政策課メールアドレス kodomo@city.aichi-miyoshi.lg.jp）により、こども政策課に提出してください。
なお、メールの件名は「こども計画策定業務委託質疑提出（事業者名）」とし、メールの送信後にはすみやかにメール到着の有無を電話でこども政策課（電話番号 0561-32-8034）に確認してください。
- (2) 質疑に対する回答については、「質疑回答書」（様式第6号）により、令和5（2023）年10月18日（水）までにホームページに掲載します。

6 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。

- (1) 参加申請書類
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 会社概要調書（様式第2号）
添付書類：国税、県税及び市税が課税される団体について、未納の税額がない旨の証明書（直近2年分・発効日から3か月以内のもの）
 - ウ 業務実績調書（様式第3号）
 - エ 会社概要（会社パンフレットなど任意）
- (2) 提出部数
各1部
- (3) 提出方法
紙面で郵送又は直接提出するとともに、提出書類をPDF化し、電子メールに添付することにより提出してください。
電子メールの標題は「こども計画策定業務委託参加申込（事業者名）」とし、メール送信後には、速やかにメール到着の有無を電話でこども政策課に確認してください。
- (4) 提出先
みよし市役所こども未来部こども政策課
〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地

電子メール kodomo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

電話番号 0561-32-8034

(5) 提出期限

令和5(2023)年10月27日(金)午後5時まで

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和5(2023)年10月31日(火)までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知します。

7 企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、以下の企画提案書等を提出してください。

なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類

	書類名	提出部数	備考
ア	企画提案書等提出届 (様式第7号)	1部	必要な事項を漏れなく記入してください。
イ	企画提案書 (様式第8号)	正本：紙面1部 PDFファイル 副本：PDFファイル	企画提案の内容について記入してください。
ウ	実施体制調書 (様式第9号)	1部	契約締結後の業務の実施体制について記入してください。
エ	配置予定者調書 (様式第10号)	1部	契約締結後に配置する予定である責任者及び担当者を記載してください。同種業務の履行実績がある場合は、契約の実績概要を記載してください。
オ	工程計画書 (様式第11号)	1部	仕様書等を参考に作成してください。
カ	見積提示金額調書 (様式第12号)	1部	

【書類作成時の注意事項】

- ・書類は日本産業規格によるA4判の規格で作成してください。
- ・言語は日本語、通貨は日本円とし、横書きで文字サイズは11ポイント以上とします。
(ただし、図表等はこの限りではありません。)
- ・ファイル形式はPDF形式とします。
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- ・1事業者について1提案とします。
- ・正本は、商号又は名称及び代表者氏名を記入したものとし、ア～カの順に並べ、A4縦左側2穴綴じで1部提出してください。また、1つのPDFファイルを提出してください。
- ・企画提案書の副本は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入をせず、正本とは別のPDFファイルで提出してください。なお、副本には作成した事業者が推定できるような記述等を行わないでください。

(2) 提出方法

紙面で郵送又は直接提出するとともに、提出書類をPDF化し、電子メールに添付することにより提出してください。

電子メールの標題は「こども計画策定業務委託企画提案書等提出（事業者名）」とし、メール送信後には、速やかにメール到着の有無を電話でこども政策課に連絡してください。

(3) 提出先

みよし市役所こども未来部こども政策課

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地

電子メール kodomo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

電話番号 0561-32-8034

(4) 提出期限

令和5(2023)年11月10日(金)午後5時まで ※期限厳守

8 審査の手続

企画提案書等の審査については、下記のとおり行います。

(1) 第1次審査（書面審査）

ア 提出された企画提案書等について、別に定める評価基準に従い書面審査を実施します。

イ 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、第2次審査を行うものとします。

（企画提案書等の提出者が3者以下の場合は第1次審査を実施しません。）

ウ 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和5(2023)年11月15日(水)

までに、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知します。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

ア 開催日時

令和5(2023)年11月27日(月)午前9時から(予定)

イ 開催場所

みよし市役所庁舎3階 研修室3

ウ 審査の方法

1事業者につき20分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を20分程度設けます。プレゼンテーションの参加者については1事業者につき3名までとします。

プレゼンテーションは提出された提案書のみによるものとし、質疑応答も含め追加資料並びにパソコン及びプロジェクターなどの機材の持ち込みは不可とします。

エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、実施体制調書に記載した管理責任者及び担当者で行うものとします。会場に入場できるのは3名までとします。入室者は、会社名を表示した衣類やバッヂ等、会社名を特定できるようなものを身につけないでください。なお、当日受付にて説明に参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯してください。

オ 評価基準

評価基準については下表のとおりです。

項目	事項	評価割合
事業者の能力	ア 同種・類似業務等の実績 イ 技術者数の状況	10%
担当者の能力	ア 担当者の実務経験 イ 担当者の同種・類似業務等の実績	10%
基本的事項	ア 業務の理解度 イ 業務実施体制	20%
企画提案内容	ア ニーズ調査業務の提案 イ 計画策定業務の提案	40%
提案金額	当該契約に対し、適切な提案金額であるか	20%
合 計		100%

9 契約候補者の選定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最もすぐれている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行います。
- (2) 契約候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の提案者の中から契約候補者を選定します。提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとしますが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

10 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書等を提出したすべての者に対して、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

また、審査結果についてはみよし市ホームページに掲載し、公表するものとします。

11 公募から事業者選定までのスケジュール(予定)

内容	期日・期間等
公募の開始	10月5日(木)
参加申込	10月5日(木)から10月27日(金)
質問の受付	10月5日(木)から10月13日(金)
企画提案書等の提出	11月1日(水)から11月10日(金)
一次審査結果通知	11月15日(水)
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	11月27日(月)
プロポーザル事業者選定委員会	11月27日(月)
競争入札審査委員会(結果報告)	12月6日(水)
二次審査結果通知	12月6日(水)
契約締結	12月中旬(予定)

12 その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用は全て参加者の負担とします。また、やむを得ない理由等に

より、プロポーザルが中止になった場合においても同様とします。

(2) 次に掲げる提案は無効とします。

- ア 参加資格を有しないものが提案をした場合
- イ 見積金額が限度額を超える提案をした場合
- ウ 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合
- エ 事業者選定委員会の委員等に働きかけ、審査の結果に影響力を行使しようとした場合